

第4章 時効

過去10年の出題分析

↓テキスト項目	出題年→	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第4章全体				●	●		●	●	●	●	●
1 総則							●	●	●		
1 時効の効力							●				
2 時効の援用と放棄								●			
3 時効の完成猶予と更新							●		●		
2 取得時効				●	●					●	
3 消滅時効				●	●					●	●

※出題されている年度に●を記入しています。

1 -1 時効の効力<総則

消滅時効と取得時効の両方に適用される内容が総則です

学習時間 15分



その趣旨は？

長い時間の経過により、以前の権利を主張するよりも、現状のままにしておいた方が丸く収まる場合があるので、このような制度があります。

Aの所有する甲土地をBが時効取得した場合、Bが甲土地の所有権を取得するのは、取得時効の完成時である。

2017(×)

時効完成時ではなく占有開始時です。

時効には取得時効と消滅時効の2つがあります。時間の経過によって、法律関係の効力が変化し、これまで持っていなかった権利を取得したりするものを**取得時効**、逆に、これまで存在していた権利が消滅するものを**消滅時効**といいます。

両者に共通して適用される制度(総則)と、それぞれ個別に適用されるものがあります。まずは、総則から説明します。

時効の起算日～時効の効力はいつから生じるの？

時効が完成すると時効の効果は、その**起算日**(時効期間を数え始める日)にさかのぼって生じます。

たとえば、他人の土地を20年間占有して時効取得した者は、20年前からその所有者だったということになります。これを認めないと、20年間は他人の土地を占有していたということになり、その地代相当分を支払うなど面倒なことになるからです。また、お金を請求できる権利を一定期間行使せずに時効が完成した場合も、その起算日(請求できるようになった日)からその権利を有していなかったことになります。その結果、それまでの遅延損害金も支払う必要がなくなります。



ちょっと付け足し

取得時効の基礎たる事実が法定の時効期間以上に継続した場合でも、時効完成の時期は、必ず時効の基礎たる事実の開始した時を起算として決定すべきであって、**時効援用者において起算点を選択することはできません。**



ワンポイントアドバイス

時効制度は時効の効力・援用・放棄・完成猶予・更新といった取得時効と消滅時効に共通する概念をしっかり理解した上で、取得時効は物権との関係を、消滅時効は債権との関係を意識しましょう。



ここではコレを覚える

過去問 17-2

□時効の効力はその**起算日**にさかのぼる。

1-2 時効の援用と放棄<総則

頻出度

B

時効は援用しないと裁判できません

学習時間 30分

時効が完成すれば、借金を返さなくてよくなったり、他人の土地が自分の物になったりしますが、そういった利益を得ることを望まず、借金があるなら支払う、本当に自分の土地でないのなら返す、という意味を持っている人があれば、それは認められます。その方法には**時効の援用**と**時効利益の放棄**の2つがあります。

(1) 時効の援用～誰が時効を主張できるの？

時効は、**当事者が援用しなければ**、裁判所がこれによって裁判をすることができません。

時効の援用ができるのは、当事者と**権利の取得・消滅について正当な利益を有する者**です。

援用できる場合	<ul style="list-style-type: none"> 保証人は主たる債務の消滅時効を援用することができます。 物上保証人は被担保債権の消滅時効を援用することができます。 抵当不動産の第三取得者は被担保債権の消滅時効を援用できます。
援用できない場合	<ul style="list-style-type: none"> 後順位抵当権者は先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用できません。 消滅時効が完成した後に債務を承認した債務者は、承認した時点において時効完成の事実を知らなくても、消滅時効を援用できません。 ⇒消滅時効が完成した後に債務を承認した債務者は、承認以後再び時効が完成すれば、その時効を援用できます。

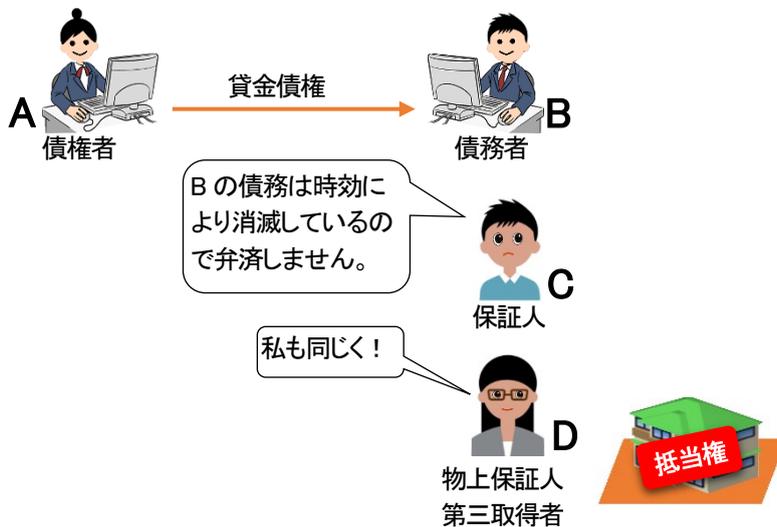
用語

時効の援用…時効の利益を受けようとする意思表示をいいます。「お金を借りてから10年以上経ったので、もう返済しませんよ。」「10年以上あなたの敷地を占有したので自分の土地として登記しますよ。」というような主張です。



その趣旨は？

時効制度は、長く続いた事実状態を尊重するとともに、個人の意思にも配慮して、両者の間の調和を図ろうとするものなので、当事者の援用を待って裁判するという法技術を用いています。



AのDに対する債権について、Dが消滅時効の完成後にAに対して債務を承認した場合には、Dが時効完成の事実を知らなかったとしても、Dは完成した消滅時効を援用することはできない。

2005(○)

用語

時効の利益の放棄…利益を受けないという表示です。たとえば、「15年前に借りたお金で、もう時効期間が過ぎているけど、あの時貸してもらえたおかげで、商売成功しました。ぜひ、お返ししたい。」というような場合です。

(2) 時効の利益の放棄～時効の利益はあらかじめ放棄できるの？

時効の援用は「できる」だけなので、もちろん、時効を援用しないという判断も有効です。これを時効の利益の放棄といいます。

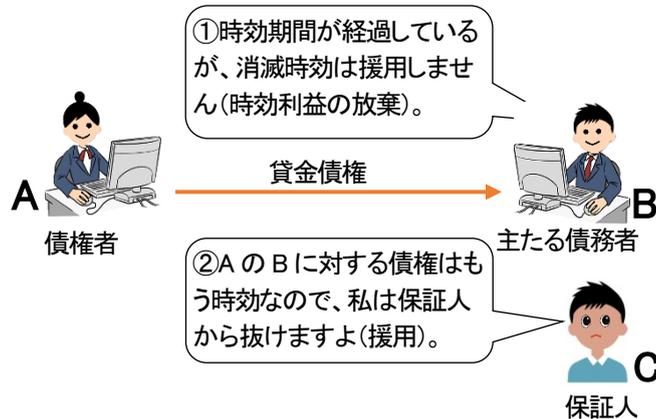
ただし、この**時効の利益の放棄は時効完成前にすることができません**。つまり、お金を貸す際に、「私はこの貸金債務について一切時効の主張をしません」と一筆書かせても無効となります。

(3) 援用・放棄の効果～他には影響しない？

時効の援用やその利益の放棄の効果は**相対的**です。

たとえば、数人の相続人のうち一人が被相続人の時効取得を援用しても、その効果は、その者が相続した部分に限り、他の者の相続した部分に影響しません。

また、消滅時効完成後に主たる債務者が時効の利益を放棄した場合であっても、保証人は時効を援用することができます。



ここではコレを覚える

過去問 18-4 20-5

- 時効による効果は、**時効が援用**されたときにはじめて確定的に生じる。
- 時効の完成**前**に、時効の利益を放棄することはできない。
- 時効は、当事者(消滅時効にあつては、**保証人、物上保証人、第三取得者**その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。
- 消滅時効が完成した**後**に債務を**承認**した債務者は、承認した時点において時効完成の事実を知らなくても、消滅時効を**援用できない**。